



鳥取県公報

平成17年 3月22日(火)
第 7 6 7 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	鳥取中部ふるさと広域連合規約の変更の許可 (179) (市町村振興課) 1
	保安林の指定施業要件の変更予定 (5件) (180~184) (森林保全課) 1
	保安林の指定施業要件の変更予定 (185) (八頭地方農林振興局) 4
	鳥取県土地利用基本計画の変更 (186) (都市計画課) 4
	土砂災害警戒区域の指定 (187) (治山砂防課) 5
選管告示	選挙管理委員会の招集 (18) 5
教委告示	定例教育委員会の招集 (7) (教育総務課) 6
議会告示	鳥取県議会事務局組織規程の一部改正 (5) (総務課) 6
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (管理課) 7

告 示

鳥取県告示第179号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第291条の3 第1項の規定に基づき、鳥取中部ふるさと広域連合規約の変更を平成17年3月16日許可したので、同条第5項の規定により告示する。

平成17年 3月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第180号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年 3月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字根安字荒津返504の1から504の3まで、504の5、504の35、字向小谷520の1、520の5、521の1、522の1、字官田口525の1、525の34、大字岩屋堂字ハイ原467、468、字向山469の1、大字須澄字六郎谷523の1、524、525、大字大野字コノ奥625

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字根安字荒津返504の35、字向小谷520の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第181号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年3月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字フタ通り1463の17から1463の30まで、1466、1463の1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第182号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年3月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字諸鹿字諸鹿谷925、925の1、925の2、927の1から927の106まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第183号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年3月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字諸鹿字広留949の1、949の6、950の1、950の2、大字中原字奥若浪987の175、987の184、大字屋堂羅字カアケ谷1202の68から1202の82まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第184号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年3月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字芦津字虫谷上へ1080から1083まで、1085、1086、1086の1、1087、字虫谷下平1088から1090まで、1091の1から1091の3まで、1092から1094まで、1095の1、1095の2、1096から1099まで、1099の1、1100、1100の1、1101から1105まで、字虫谷下奥1106の1から1106の4まで、1107、1107の1から1107の4まで、1108、1108の1、1109、1109の1、1110、1111、1111の1から1111の4まで、1112、1113、1113の1、1114から1117まで、1119から1121まで、1123、1124、字虫谷下口1125の1から1125の5まで、1127から1132ま

で、1132の1、1132の2、1133、1134、1134の1、1134の2、1135から1145まで、1145の1、1146、1147

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第185号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年3月22日

鳥取県八頭地方農林振興局長 近 藤 元

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字若桜字古城谷1527、1527の1、1528、1529の1、1529の3、1530、1531、1531の1、大字三倉字奥城ノ谷1621の1、字八兵衛谷1622の38、1623の1から1623の3まで

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る伐採を禁止する。

八頭郡若桜町大字若桜字古城谷1529の3

イ その他の森林については、主伐は択伐による。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県八頭地方農林振興局林業振興課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第186号

鳥取県土地利用基本計画を平成17年3月15日変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により告示する。

平成17年3月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

土地利用基本計画図中、日南町の森林地域に係る部分を次のとおり変更する。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県県土整備部都市計画課及び日南町まちづくり推進課に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第187号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年3月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

家の奥谷川(- 2 - 4 - 1 - 1)、滝ノ上川(- 1 - 1 - 1 - 12)、城ヶ谷川(- 1 - 1 - 1 - 13)、安畑谷川(- 1 - 1 - 1 - 28)、高路谷川(- 1 - 1 - 1 - 66)、北谷川(- 1 - 1 - 1 - 67)、宮川(- 1 - 1 - 1 - 97)、本谷川(- 1 - 1 - 1 - 128)、大谷川(- 1 - 1 - 1 - 47)、中谷川(- 1 - 1 - 1 - 48)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

内海中地区(- 79)、百合A地区(- 24)、百谷B地区(- 25)、百谷C地区(- 2064)、百谷D地区(- 2065)、百谷E地区(- 4088)、高路B地区(- 51)、高路C地区(I - 52)、小西谷地区(- 2066)、松原地区(- 1194)、松原C地区(- 4047)、円通寺地区(- 38)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取地方県土整備局に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第18号

平成17年第3回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成17年3月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成17年3月25日(金) 午後1時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 公職選挙法による選挙事務規程の一部改正について
 - (2) その他

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第7号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成17年3月22日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成17年3月23日(水) 午前8時30分～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部改正について
 - (2) その他

議 会 告 示

鳥取県議会告示第5号

鳥取県議会議事局組織規程(平成7年鳥取県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

平成17年3月22日

鳥取県議会議長 前 田 宏

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改正後	改正前
(各課等の分掌事務) 第3条 各課等においては、次の事務をつかさどる。 総務課 (1)～(6) 略 (7) <u>議員の資産等の公開</u> に関する事。 (8)～(19) 略 議事調査課	(各課等の分掌事務) 第3条 各課等においては、次の事務をつかさどる。 総務課 (1)～(6) 略 (7) <u>議員提出議案の立案及び審査</u> に関する事。 (8)～(19) 略 議事調査課

(1)～(6) 略

(7) 議事日程の調整に関すること。

(8)～(14) 略

(15) 議員提出議案の立案及び審査に関すること。

(16) 略

(17) 県行政に関する資料の収集及び整理保管に関すること。

(18) 略

図書室

(1)～(3) 略

(職制)

第5条 略

2 略

3 課等に、必要に応じ次に掲げる職を置くことができる。

主査・課長補佐・主幹・副主幹・現業主幹・主任・主事・衛視・自動車整備士・運転士・現業主事

(職務)

第6条 略

2～8 略

9 略

(1)～(6) 略

(7) 議事日程の調整及び通告に関すること。

(8)～(14) 略

(15) 略

(16) 県行政に関する資料の提供に関すること。

(17) 略

図書室

(1)～(3) 略

(職制)

第5条 略

2 略

3 課等に、必要に応じ次に掲げる職を置くことができる。

主査・課長補佐・主幹・副主幹・調査員・主任・現業主幹・車庫主任・主事・衛視長・衛視・自動車整備士・運転士

(職務)

第6条 略

2～8 略

9 調査員は、上司の命を受け、調査事務に従事する。

10 略

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成17年3月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

(1) 業 務 名 平成17年度建設資材価格調査委託

(2) 業務内容

本件業務は、鳥取県の発注に係る土木工事及び建築工事において、その積算に使用する建設資材等の実勢価格を把握し、発注単価の決定のための基礎資料を作成するものである。

(3) 業務の概要

建設資材等の実勢価格調査（市況価格の調査）

電算システム用の単価の作成

(4) 履行期間 平成17年4月から平成18年3月25日まで

(5) 業務場所 鳥取県全域他

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成14年鳥取県告示第648号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）又は平成15年鳥取県告示第700号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。

(3) 平成17年3月22日（火）から同月29日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 平成16年4月1日（木）から平成17年3月29日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(5) 平成7年度以降に業務が完了し、成果品を納入している1,500品目以上の建設資材の価格調査業務を6月以上継続して実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(6) 本件業務の実施期間中、調査員（当該業務において直接調査に携わる者をいう。以下同じ。）を2名以上配置できること。この場合において、当該調査員は、他の業務を行う者と兼ねることができることとし、少なくとも1名は業務の管理及び統括を行う立場にある者であること。

(7) 調査担当部局のほか、審査担当部局を有し、同部局において調査方法、調査結果等の内部審査が可能であること。

(8) 外部有識者で構成され、調査方法等について定期的に審議する審査機関を既に有し、又は新たに設置し、同機関における審議の結果をその後の調査に反映させることができること。

(9) 発注者が求めた場合には、調査方法、調査結果等の客観性及び妥当性についての説明を行うことができること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成17年3月22日（月）から同月29日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyusatujuhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成17年3月22日（火）から同月29日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根雨140 - 1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき、作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 業務内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件業務の落札者は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

(7) この公告に示した業務に係る予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成17年度（平成17年4月から平成18年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成17年3月25日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総務課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部月額 2,200円。年額 26,400円）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部総務課 電話0857 - 26 - 7023・7493

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

鳥取県知事 片山善博 様

下記のとおり鳥取県公報を購読したいので申し込みます。

年 月 日

郵便番号

住 所

申 込 者

氏 名

印

法人にあっては、名称及び
代表者の氏名

電話番号

記

購 読 期 間	年 月から 年 月まで
購 読 部 数	部
送 付 先	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。